

議員提出議案第 1 号

性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年3月17日提出

提出者 熊本県議會議員

藤川 隆夫

鎌田 啓一

城下 広作

熊本県議會議長 溝口 幸治様

## 性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書

近年、L G B T Qなど性的マイノリティに対する認知が大きく進む一方、日常生活や、就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別を受け、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状があるが、不当な差別があってはならない。

性的マイノリティは、性的指向・性自認をカミングアウトした場合や、意図せずに知られた場合、差別や偏見、ハラスメントにさらされるという困難に直面し自死のリスクが高いことも指摘されている。また、性のあり方（セクシュアリティ）が本人の同意なく第三者に暴露されるアウティングも大きな問題となっており、様々な差別言動が頻発し、性的マイノリティの安全を脅かしていることから、性的指向・性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題となっている。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的マイノリティであることを表明したとしても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くある。多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することで、一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成に寄与するものとなる。

よって、国におかれでは、性的マイノリティが日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や、性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を実現するための法整備・環境整備をされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 溝 口 幸 治

衆議院議長	細田博之 様
参議院議長	尾辻秀久 様
内閣総理大臣	岸田文雄 様
総務大臣	松本剛明 様
法務大臣	齋藤健 様
文部科学大臣	永岡桂子 様
厚生労働大臣	加藤信 様
経済産業大臣	西村康稔 様
内閣官房長官	松野博一 様